

第13 違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表

1 違法行為による罰則

法の規定（第3章第4節の規定を除く。）に違反する行為に対する罰則は次のとおりである。

罰則適用条項	違反の内容	参考箇所	罰則規定	刑罰の内容
第4条第1項	適用除外業務について、労働者派遣事業を行った者	第2の1及び2	第59条第1号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第5条第1項	厚生労働大臣の許可を受けないで一般労働者派遣事業を行った者	第4の1及び2の(2)のイ	第59条第2号	
	偽りその他不正の行為により一般労働者派遣事業の許可を受けた者	第4の1	第59条第3号	
第5条第2項又は第3項（第10条第5項において準用する場合を含む。）	一般労働者派遣事業の許可又は許可の有効期間の更新の申請書、事業計画書等の書類に虚偽の記載をして提出した者	第4の1及び2	第61条第1号	30万円以下の罰金
第10条第2項	偽りその他不正の行為により一般労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を受けた者	第4の2	第59条第3号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第11条第1項	一般労働者派遣事業の氏名等の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 一般労働者派遣事業を行う事業所の	第4の3	第61条第2号	30万円以下の罰金

第13条第1項	新設に係る変更届出の際、事業計画書等の添付書類に虚偽の記載をして提出した者 一般労働者派遣事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第4の5		
第14条第2項	期間を定めた一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反した者	第13の2の(2)のロ	第59条第4号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第15条	一般派遣元事業主の名義をもって、他人に一般労働者派遣事業を行わせた者	第4の6	第59条第1号	
第16条第1項	厚生労働大臣に届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者	第5の1	第60条第1号	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	特定労働者派遣事業の届出書に虚偽の記載をして提出した者	第5の1	第61条第1号	30万円以下の罰金
第16条第2項	特定労働者派遣事業の事業計画書等の書類に虚偽の記載をして提出した者			
第19条第1項	特定労働者派遣事業の届出書の記載事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更届出の際、事業計画書等の添付書類に虚偽の記載をして提出した者	第5の2	第61条第2号	30万円以下の罰金
第20条	特定労働者派遣事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第5の3		

第21条	特定労働者派遣事業の廃止又は期間を定めた事業の全部又は一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反した者	第13の2の(3)の口	第59条第4号	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第22条	特定派遣元事業主の名義をもって、他人に特定労働者派遣事業を行わせた者	第5の4	第60条第2号	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第23条第3項	海外派遣の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第6の2	第61条第2号	30万円以下の罰金
第34条	労働者派遣をしようとする場合に、あらかじめ、当該派遣労働者に就業条件等の明示を行わなかった者	第8の6	第61条第3号	
第35条	労働者派遣をするとき、派遣労働者の氏名等を派遣先に通知しなかった者	第8の7		
第35条の2第1項	労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行った者	第8の8		
第36条	派遣元責任者を選任しなかった者	第8の10		
第37条	派遣元管理台帳を作成若しくは記載せず、又はそれを3年間保存しなかった者	第8の11		
第41条	派遣先責任者を選任しなかった者	第9の7		
第42条	派遣先管理台帳を作成若しくは記載せず、それを3年間保存せず、又はその記載事項（派遣元事業主の氏名及び名称は除く。）を派遣元事業主に通知しなかった者	第9の8		
第49条第1項	派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべき旨の厚生労働大臣の命令（改善命令）	第13の2の(4)	第60条第3号	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

	に違反した者			
第49条第2項	継続させることが著しく不相当であると認められる派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣を停止する旨の厚生労働大臣の命令に違反した者	第13の2の(5)		
第49条の3第2項	法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合において、派遣労働者がその事実を厚生労働大臣に申告したことを理由として、当該派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした者	第12の2の(3)	第60条第2号	
第50条	必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第12の5	第61条第4号	30万円以下の罰金
第51条第1項	関係職員の立入検査に際し、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした者	第12の6	第61条第5号	
その他	公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者		第58条	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金
(両罰規定)	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の義務に関して、上記の違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても、各々の罰金刑を科す。		第62条	

2 違法行為による行政処分

(1) 概要

派遣元事業主において法（改善命令以外の行政処分については第3章第4節の規定を除く。）に違反する行為があった場合、一般派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）及び改善命令（法第49条第1項）の行政処分の対象となり、特定派遣元事業主は、事業廃止命令（法第21条第1項）、事業停止命令（法第21条第2項）及び改善命令（法第49条第1項）の行政処分の対象となる。この場合、許可の取消し及び事業廃止命令の行政処分を行うときは聴聞を行い、事業停止命令及び改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。

また、派遣先において法第4条第3項の規定に違反する行為があった場合、当該派遣先へ労働者派遣をする派遣元事業主は労働者派遣の停止命令（法第49条第2項）の行政処分の対象となる。

(2) 一般労働者派遣事業に係る行政処分

イ 許可の取消し

(イ) 概要

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次のいずれかに該当するときは、一般労働者派遣事業の許可を取り消すことができる（法第14条第1項）。

許可の欠格事由（一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者は除く。）のいずれかに該当しているとき（第4の1の(5)参照）。

法（第3章第4節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令若しくは処分に違反したとき。

許可の条件（第4の1の(9)参照）に違反したとき。

(ロ) 意義

a 許可の取消しは、当該事業主に一般労働者派遣事業を引き続き行わせること適当でない場合に行うものである。

b 一般派遣元事業主が2以上の事業所を設けて一般労働者派遣事業を行っている場合、許可の取消しの要件のうち については、全事業所が対象となることはもちろんであるが、 及び の要件についても、一の事業所において違反行為があったときは、当該事業所以外の事業所においても許可が取り消されるものであるので留意しておくこと（ の要件については、他に特定労働者派遣事業を行っている事業所がある場合であって当該事業所で違反行為があったときの取扱いも同様である。 ）。

c 許可の取消しの要件の 及び の「違反」は、職業安定機関が判断するものであり、一般派遣元事業主が当該違反を理由に刑を科せられ又は逮捕されている等を前提とする必要はないものである。留意すること。

(ハ) 違反の場合の効果

許可の取消しを受けた事業主が引き続き労働者派遣事業を行った場合は、許可を受けず一般労働者派遣事業を行った者として法第59条第2号に該当し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ロ 事業停止命令

(イ) 概要

厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第14条第2項）。

法（第3章第4節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令若しくは処分に違反したとき。

許可の条件に違反したとき。

(ロ) 意義

a 事業停止命令は、当該事業主に事業を引き続き行わせることが適当でないとはまではいえないような場合について、当該停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。

b 事業停止命令の要件は、イの(イ)の許可の取消しの 及び の要件と同一であるが、この場合に、許可の取消しを行うか、事業停止命令を行うかは、違法性の程度等によって判断する（イの(ロ)のc参照）。

(ハ) 権限の委任

事業停止命令に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

(3) 特定労働者派遣事業に係る行政処分

イ 事業廃止命令

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が欠格事由（一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者は除く。）のいずれかに該当しているときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（2以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。）の開始の当時一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる（法第21条第1項）。

ロ 事業停止命令

(イ) 概要

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が法（第3章第4節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第21条第2項）。

(ロ) 権限の委任

事業停止命令に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、

厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

(4) 改善命令

イ 概要

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関し法その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく政省令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第49条第1項）。

ロ 意義

(イ) 改善命令は、違法行為そのものの是正を図るのではなく、法違反を起こすような雇用管理体制その他の労働者派遣事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

(ロ) 「その他労働に関する法律」とは、職業安定法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律等の労働に関する法令の規定で法違反が確認できる規定はすべて含まれる。当該違反については、職業安定機関が判断するものである。

(ハ) 「適正な派遣就業を確保するため必要があると認める」とは、当該労働関係法規違反が労働者派遣事業の実施に関する雇用管理体制その他事業運営の問題により生じたと認められる場合である。

(ニ) 「雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置」とは、派遣労働者の保護を図るために当該事業主の雇用管理体制、事業運営方法を改善させるための措置であり、具体的には、例えば、派遣元責任者の交代、派遣元責任者の増員、労働者派遣事業制度に関する教育の充実、派遣先との間における派遣労働者の苦情処理体制の確立等である。

(ホ) なお、他の事業と兼業している事業主については、当該改善命令により当該他の事業は何ら影響を受けるものではない。

ハ 権限の委任

改善命令に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

(5) 労働者派遣の停止命令

イ 概要

厚生労働大臣は、派遣先がその指揮命令の下に派遣労働者を適用除外業務に従事させている場合（法第4条第3項の規定違反）において、当該派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係わる労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる（法第49条第2項）。

ロ 意義

(イ) 労働者派遣の停止命令は、派遣先の法第4条第3項違反の態様が極めて悪質で、当該派遣先における派遣就業を継続させることが労働者保護の観点から著しく不相当であると認められる場合

に、指導又は助言（第12の4参照）を前置せずに、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、即時、当該派遣就業に係る労働者派遣自体の停止を行わせるものである。

(ロ) 「同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるとき」とは、具体的には、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に係る派遣就業等労働者保護に著しく欠ける状態のことである。

(ハ) なお、派遣元事業主は、労働者派遣事業を行っている以上、当該事業に係る派遣労働者の保護に最大限の責任を負うものであり、継続させることが著しく不相当であると認められる派遣就業が行われているときには、派遣元に法違反の事実がないとしても、公益的見地から停止命令をうけるべきものである。

八 権限の委任

労働者派遣の停止命令に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

3 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項、第40条の4又は第40条の5の規定に違反している者に対する勧告、公表

(1) 概要

労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者において、法第4条第3項の規定、第24条の2、第40条の2第1項、第40条の4又は第40条の5の規定に違反する行為があった場合、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者は、勧告（法第49条の2第1項及び第2項）及び公表（法第49条の2第3項）の措置の対象となる。

(2) 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項の規定、第40条の4又は第40条の5に違反している者に対する勧告

イ 概要

厚生労働大臣は、その指揮命令の下に派遣労働者を適用除外業務に従事させている（法第4条第3項の規定違反）者、又は派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けている（法第24条の2の規定違反）者に対し、法の規定による指導又は助言（第12の4参照）をした場合において、その者がなお、違法行為を行っており又は違法行為を行うおそれがあると認めるときは、当該者に対し、これらの規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置又はこれらの派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる（法第49条の2第1項）。

また、厚生労働大臣は、派遣先の事業所その他の派遣就業の場所ごとの同一の業務（第9の4の(3)のイの から までに掲げる業務を除く。）について、派遣元事業主から派遣受入期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けている（法第40条の2第1項の規定違反）者に対し、法の規定による指導又は助言（第12の4参照）をした場合において、その者がなお、違法行為

を行っており又は行うおそれがあると認めるときは、当該者に対し、これらの規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置又は当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる（法第49条の2第1項）（法第49条の2第2項の規定に基づく、厚生労働大臣による派遣先への派遣労働者の雇入れ勧告制度については、第9の4の(7)参照）。

厚生労働大臣は、派遣停止の通知を受けながら派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の前日までに雇用契約の申込みをせず、派遣受入期間に抵触することとなる最初の日以降継続して派遣労働者を使用した（法第40条の4違反）者に対し、法の規定による指導又は助言（第12の4参照）をしたにもかかわらず、その者がなお法第40条の4の規定に違反しており又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対し、法第40条の4の規定による雇用契約の申込みをすべきことを勧告することができる（法第49条の2第1項、第9の5の(1)のホ参照）。

また、厚生労働大臣は、第9の4の(3)のイの から までに掲げる業務について、派遣元事業主から3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている派遣先が雇用契約の申込み義務を果たさなかった場合（法第40条の5違反）であって、法の規定による指導又は助言（第12の4参照）をしたにもかかわらず、その者がなお法第40条の5の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対し、法第40条の5の規定による雇用契約の申込みをすべきことを勧告することができる（法第49条の2第1項、第9の5の(2)のニ参照）。

ロ 意義

(イ) 勧告は、指導又は助言によっても、なお違法行為を是正しない、又は違法行為を行う可能性がある悪質な場合に行う。

(ロ) 「派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主」とは、許可を受けず又は届出を行わずに違法に労働者派遣事業を行う事業主のことである。

(ハ) 「違法行為を行うおそれがあると認めるとき」とは、現時点では法違反の状態にはないが、例えば、これまでに不適正な派遣就業を行わせたことのある者であって、その者における業務の処理状況、派遣先責任者等の業務の遂行状況、労働者派遣契約の締結状況等から、今後、再び法違反を犯すおそれがあると判断される場合をいうものである。

(ニ) 「是正するために必要な措置」とは、当該違法な派遣就業を行わせることを中止することである。

(ホ) 「防止するために必要な措置」とは、具体的には、例えば、派遣労働者が従事していた業務の処理体制の改善、派遣先責任者等による適正な派遣就業を図るための業務遂行体制の確立等のことである。

八 権限の委任

勧告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

二 勧告実施の手続等

(イ) 厚生労働大臣は勧告を行うことを決定したときは、ただちに次の様式による労働者派遣受入適正実施勧告書又は第9の5の(1)のホ及び(2)の二の様式による雇用契約申込勧告書を作成し、管轄都道府県労働局を經由して当該勧告の対象となる者に対して交付する。

都道府県労働局長は勧告を行うことを決定したときは、ただちに次の様式による労働者派遣受入適正実施勧告書又は第9の5の(1)のホ及び(2)の二の様式による雇用契約申込勧告書を作成し、当該勧告の対象となる者に対して交付する。

(ロ) 労働者派遣受入適正実施勧告書及び雇用契約申込勧告書には、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することがある旨を記載する。

厚生労働省発職 号
年 月 日

労働者派遣受入適正実施勧告書

殿

厚生労働大臣 印
労働局長 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律第49条の2第1項の規定に基づき、下記の理由により 年 月 日
の事業所において、下記の事項を実施するよう勧告する。

なお、この勧告に従わない場合には、その旨を公表することがあることを申し添
える。

記

(3) 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項、第40条の4又は第40条の5の規定に違反している者に対する公表

イ 概要

厚生労働大臣は、(2)の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる(法第49条の2第3項)。

ロ 意義

公表は、公表される者に対する制裁効果に加え、派遣元事業主及び派遣労働者に対する情報提供・注意喚起及び他の労働者派遣事業主より労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する違法行為の抑止といった効果を期待することができる。

ハ 公表を行う場合

「勧告を受けた者がこれに従わなかったとき」とは、勧告された必要な措置を講じていない場合であって、指導によってもこれを改めようとしめない場合をいう。

ニ 公表の決定

公表の決定は厚生労働大臣が行う。

4 労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合の勧告

(1) 概要

厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合(一定の事由に該当する場合を除く。)であって必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的又は内容を変更するよう勧告することができる(法第48条第2項)。

(2) 意義

イ 「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とする」とは、特定の者に対してのみ当該労働者派遣を行うことを目的として事業運営を行っているものであって、それ以外の者に対して、労働者派遣を行うことを目的としていない場合である。

ロ なお、労働者派遣事業が不特定の者に対して行うことを目的として事業運営を行っている場合、結果として、特定の者に対してしか労働者派遣をすることができなかつたときは含まれないものである。

ハ 「特定の者」とは、一つであると複数であるとを問わず対象が特定されていることである。

ニ この該当の有無は、事業所ごとに判断するものである。

(3) 「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とする」の判断基準等

定款等に記載され具体的に明らかにされている事業目的だけでなく、事業運営の実態にも照らし客観的に特定の者への労働者派遣を目的としているか否かを判断する。

具体的には、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該労働者派遣事業が「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とする」ものであると判断する。

定款、寄附行為、登記事項証明書等に当該事業の目的が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供する旨の記載等が行われている場合

派遣先の確保のための努力が客観的に認められない（派遣元事業主に複数事業所があり、本社等で一括して当該派遣事業に係る派遣先の開拓を行っている場合は除く。）場合

- ・ 「派遣先の確保のための努力が客観的に認められない場合」とは、不特定の者を対象とした派遣先の確保のための宣伝、広告等を正当な理由なく随時行っていない場合である。
- ・ 「正当な理由」とは、業務そのものが限定的に行われていることから他に派遣先を確保しようとしてもできない場合又は派遣労働者の人数が足りないことに起因して派遣先の確保ができない場合（派遣労働者の確保のための努力が客観的に認められる場合に限る。）である。

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者からの労働者派遣の依頼に関し、特定の者以外からのものについては、正当な理由なくすべて拒否している場合

- ・ 「正当な理由」とは、派遣労働者の確保のための努力が客観的に認められるにもかかわらず派遣労働者の人数が足りない場合等である。

(4) 勧告の対象としない事由

イ 概要

勧告の対象としない事由は、「当該労働者派遣事業を行う派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、3/10以上の者が60歳以上の者（他の事業主の事業所を60歳以上の定年により退職した後雇い入れられた者に限る。）であること。」とする（則第1条の3）。

ロ 意義

(イ) 「当該労働者派遣事業を行う派遣元事業主が雇用する派遣労働者」とは、専ら労働者派遣の役務の提供を特定の者に提供することを目的として労働者派遣事業を行う事業所において雇用する派遣労働者であり、当該派遣元事業主が他の事業所で労働者派遣事業を行っている場合に、当該他の事業所の派遣労働者は含まないものである。

(ロ) 「他の事業主の事業所」とは、当該労働者派遣事業を行う派遣元事業主以外の事業主の事業所であり、当該派遣元事業主の事業所はすべて含まない。

(ハ) 「60歳以上の定年により退職した後雇い入れられた者」とは、60歳以上の定年により退職し又は60歳以上の定年に達した後の再雇用、勤務延長若しくは出向が終了し離職した後当該労働者派遣事業を行う事業所で雇用される派遣労働者である。

(5) 勧告の内容

(3)により特定の者に対してのみ労働者派遣事業を行うことを目的としていると判断された労働者派遣事業については、(4)の勧告の対象としない事由に該当しないもののすべてに対し「(3)の から までのいずれにも該当しないように事業目的及び運営の方法を変更しなければならない」旨の勧告を実施する。

(6) 権限の委任

勧告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことは妨げられない。

(7) 勧告実施の手続等

厚生労働大臣は勧告を行うことを決定したときは、ただちに、次の様式による労働者派遣事業勧告書を作成し、管轄都道府県労働局を經由して当該勧告の対象となる者に対して交付する。

都道府県労働局長は勧告を行うことを決定したときは、ただちに、次の様式による労働者派遣事業勧告書を作成し、当該勧告の対象となる者に対して交付する。

なお、「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと」を許可条件として付している（第4の1の(9)参照）ことから、違反した場合は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項）の対象ともなるものである。

厚生労働省発職 号
年 月 日

労働者派遣事業勧告書

殿

厚生労働大臣 印
労働局長 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律第48条第2項の規定に基づき、 年 月 日 許可、許可番号
届出受理、届出受理番号

の事業所において、下記の事項を実施するよう勧告する。

記